

議案第 143 号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第 2（第 14 条関係） 〔表 別紙 2 挿入〕	別表第 2（第 14 条関係） 〔表 別紙 1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この定款の一部変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第2 別紙1]

資産の 種別	所 在 地	財 産 名 称	延べ床面積 (㎡)
建物	大阪市東成区中道一丁目3番69号	本館	6,867.52
同	同	別館	4,272.18
同	同	ボイラー機械室	260.97
同	同	動物舎	405.05
同	同	ボイラー監視室	9.69
同	同	特定屋内貯蔵所	8.99
同	同	高圧ガス容器置場	8.25
同	大阪市東成区中道一丁目3番2号	元大阪府立健康科学センター及び元大阪府立成人病センター研究所	11,957.87
同	大阪市天王寺区東上町8番34号	本館	8,589.22
同	同	共用理化学棟	802.19
同	同	プラント実験棟	147.73
同	同	車庫	75.80

[別表第2 別紙2]

資産の 種別	所 在 地	財 産 名 称	延べ床面積 (㎡)
建物	大阪市東成区中道一丁目3番2号	元大阪府立健康科学センター及び元大阪府立成人病センター研究所	11,957.87

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市及び大阪府が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に出資する資産の範囲を改めるため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3－4 省 略